

第30号議案 品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

品川区国民健康保険条例の一部改正

(1)保険料率等の変更

特別区長会「平成31年度基準保険料率案」と同じ保険料率としている。

①基礎賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度	平成31年度(案)		平成30年度	
第15条の4 第15条の8	保険料率	所得割	7.25/100		7.32/100	
		均等割	39,900		39,000	
	賦課割合	所得割	61	39	62	38
		均等割				
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	27,930		27,300	
		5割減額(2号)	19,950		19,500	
	均等割	2割減額(3号)	7,980		7,800	

②後期高齢者支援金等賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度	平成31年度(案)		平成30年度	
第15条の12 第15条の16	保険料率	所得割	2.24/100		2.22/100	
		均等割	12,300		12,000	
	賦課割合	所得割	61	39	62	38
		均等割				
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	8,610		8,400	
		5割減額(2号)	6,150		6,000	
	均等割	2割減額(3号)	2,460		2,400	

③介護納付金賦課額

(単位:円・%)

条文および区分		年度	平成31年度(案)		平成30年度	
第16条の4 第16条の5	保険料率	所得割	1.51/100		1.51/100	
		均等割	15,600		15,600	
	賦課割合	所得割	52	48	53	47
		均等割				
第19条の2	均等割	7割減額(1号)	10,920		10,920	
		5割減額(2号)	7,800		7,800	
	均等割	2割減額(3号)	3,120		3,120	

④軽減対象となる所得基準額の引上げ

(単位:円)

条文および区分		年度	平成31年度(案)	平成30年度
第19条の2	5割減額(2号) 所得基準額算定式		280,000	275,000
	2割減額(3号) 所得基準額算定式		510,000	500,000

(2)施行期日

平成31年4月1日

国保制度改革に伴う特別区の対応方針等について(保険料率関係)

(1)特別区の対応方針

将来的な方向性(都内統一保険料水準、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減)に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。

なお、特別区の水準を参考に独自に対応することも可とする。

(2)特別区統一保険料率算定方法の変更

国保制度の広域化により、納付金をベースにした保険料率算定を行うこととなったため、特別区においても23区の納付金額をベースにした新たな統一保険料率方式により保険料率算定を行うことになった。

なお、東京都が示す各区の収納率を反映した標準保険料率は「参考値」として捉えることとする。

(3)新たな統一保険料率方式(基準保険料率)における保険料激変緩和策

特別区では新制度開始から6年間保険料の激変緩和措置を実施する。(6年間かけて段階的に縮小)

平成31年度では、本来必要となる保険料額に95%を乗じた金額を保険料率算定用の賦課総額とすることで、保険料率を引き下げ、負担軽減を図る。

(保険料賦課総額を減じた分、各区の法定外繰入金で補填する。)

なお、国や都においても制度開始から6年間の激変緩和策として追加公費投入し、保険料負担の軽減を図る。

(4)法定外繰入の解消又は縮減

上記の激変緩和措置により保険料の引き下げを図るが、激変緩和措置の割合を原則年1%ずつ引き上げ、法定外繰入を段階的に解消(縮小)することを目指す。

⇒品川区では上記の対応方針のもと決定した「平成31年度基準保険料率(特別区長会最終案)」と同率の保険料率とし、特別区として一体となって国民健康保険事業を推進していく。

新旧対照表

○品川区国民健康保険条例

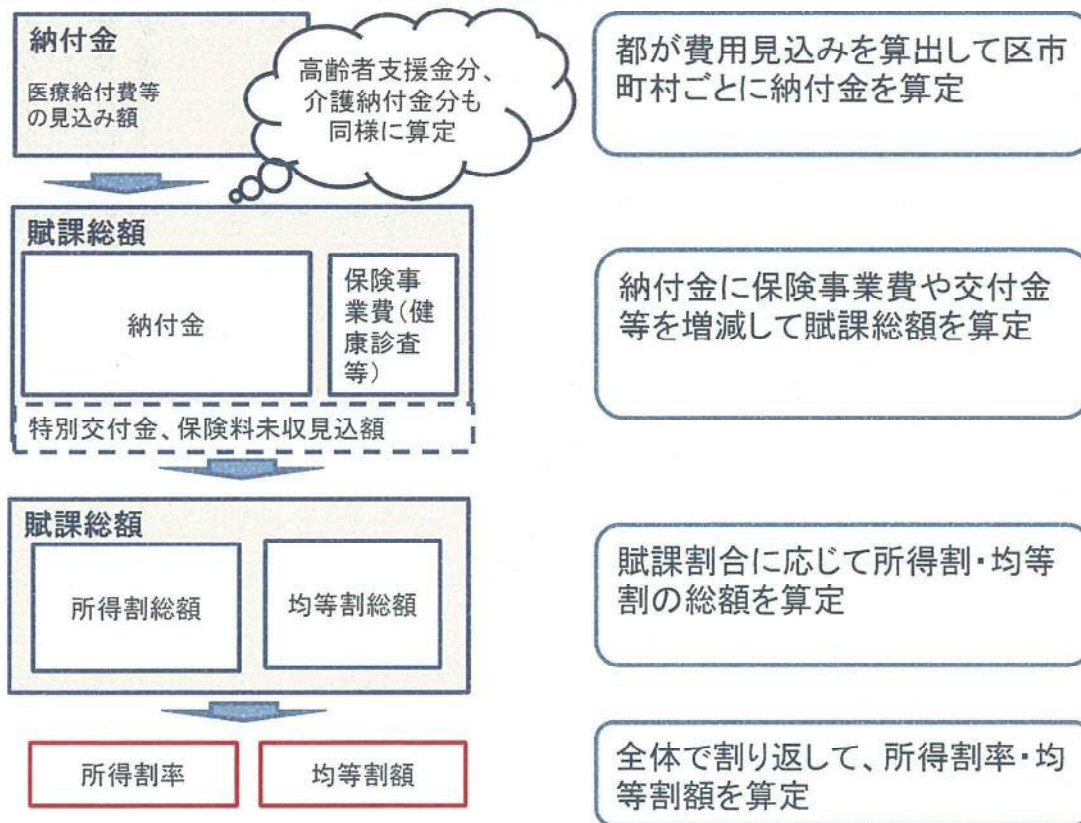
新	旧
(結核・精神医療給付金) 第12条 (省略) 2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、障害者総合支援法施行令第35条第3号または第4号に該当する者である場合に支給する。 3 (省略) 4 結核・精神医療給付金の支給額は、次のとおりとする。 (1) 結核医療給付金 第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額 (2) 精神医療給付金 第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、障害者総合支援法施行令第35条第3号または第4号に規定する額を限度とする。 5 (省略) 6 (省略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>7.25</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万9,900円</u> 2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>39</u>に相当する額を当該年度の前年度	(結核・精神医療給付金) 第12条 (省略) 2 精神医療給付金は、被保険者が障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定による負担において医療（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。）に関する給付を受ける場合であつて、障害者総合支援法施行令第35条<u>第1項</u>第3号または第4号に該当する者である場合に支給する。 3 (省略) 4 結核・精神医療給付金の支給額は、次のとおりとする。 (1) 結核医療給付金 第1項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額 (2) 精神医療給付金 第2項に規定する場合における自己の負担の額に相当する額。ただし、障害者総合支援法施行令第35条<u>第1項</u>第3号または第4号に規定する額を限度とする。 5 (省略) 6 (省略) (一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率) 第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) 所得割 100分の<u>7.32</u> (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万9,000円</u> 2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>62</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の<u>38</u>に相当する額を当該年度の前年度

新	旧
およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。	およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。
(基礎賦課限度額)	(基礎賦課限度額)
第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。	第15条の8 第14条の4または第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条および第19条の2において同じ。）は、<u>58万円</u>を超えることができない。
(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)	(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)
第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 100分の<u>2.24</u>	(1) 所得割 100分の<u>2.22</u>
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,300円</u>	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき<u>1万2,000円</u>
2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>61</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>39</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。	2 前項第1号の所得割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>62</u>に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の<u>38</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。
(介護納付金賦課額の保険料率)	(介護納付金賦課額の保険料率)
第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
(1) 所得割 100分の1.51	(1) 所得割 100分の1.51
(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,600円	(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万5,600円
2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の<u>52</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の<u>48</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。	2 前項第1号の所得割は、介護納付金賦課総額の100分の<u>53</u>に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数とし、同項第2号の被保険者均等割は、介護納付金賦課総額の100分の<u>47</u>に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2カ年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額とする。

新	旧
(保険料の減額) 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>61万円</u>を超える場合には、<u>61万円</u>）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) (省略) ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万7,930円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,610円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万920円 (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に<u>28万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万9,950円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,150円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7,800円 (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>51万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において	(保険料の減額) 第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4または第15条の5の基礎賦課額からそれぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>58万円</u>を超える場合には、<u>58万円</u>）、第15条の10または第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額からそれぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）および第16条の2の介護納付金賦課額からそれぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。 (1) (省略) ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>2万7,300円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>8,400円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 1万920円 (2) 前号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に<u>27万5,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数および特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前号に該当する者以外の者 ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>1万9,500円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき <u>6,000円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき 7,800円 (3) 第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、<u>50万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に、保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において

新	旧
てその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,980円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,460円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,120円 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第16条の4および第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u>	てその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号に該当する者以外のもの ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>7,800円</u> イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき<u>2,400円</u> ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につき3,120円

【参考】保険料の算定方法



1

【参考】統一保険料方式(基準保険料率)とは？

- ◆ 特別区間の申し合わせ。
- ◆ ①特別区の一体性、②制度開始(※1)以来同一保険料を運用してきた経緯を重視。(※2)
- ◆ ①都内保険料水準の統一、②医療費の適正化、③収納率の向上、④法定外繰入の解消又は縮減などの課題について、将来的な方向性に沿って段階的に移行すべく23区統一で対応する。(※3)
- ◆ 保険料率や保険給付、保険料の減免などを共通基準として決め、各区で条例をつくる際には、原則この共通基準に合わせる。(※3)

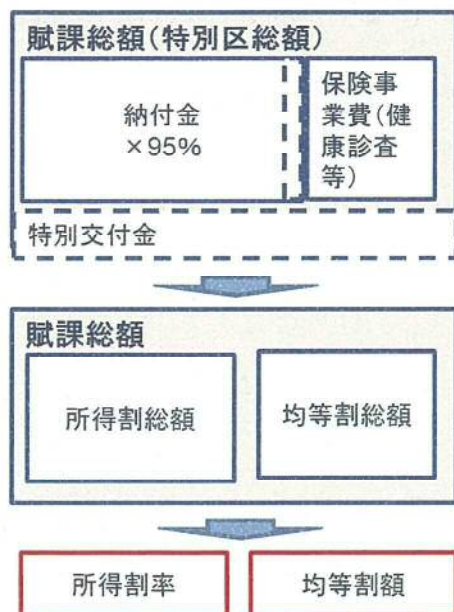
※1) 昭和34年 東京都の事業調整のもと同一保険料率の適用開始。

※2) 平成12年 東京都による事業調整が廃止、自主的に調整を行う「統一保険料方式」を採用。

※3) 平成29年 国保制度改革を受けて、国保広域化を踏まえた「統一保険料方式」を申し合わせ。

2

【参考】特別区基準保険料率による算定方法



特別区合計の納付金の95%で賦課総額を算出(特別区独自の激変緩和策)。
※保険料未収額は見込まない

賦課割合(58:42)で所得割総額と均等割総額を算出

3

■保険料率(所得割率・均等割額)の改正①

改正の目的

被保険者の高齢化、医療の高度化に伴う医療費の増加に対応する

保険料の算定方法



4

■保険料率(所得割率・均等割額)の改正②

基礎賦課額(医療給付費分)

	平成31年度(案)	平成30年度	増減
所得割率	7.25%	7.32%	△0.07%
均等割額	¥39,900	¥39,000	¥900
均等割額(7割軽減後の賦課額)	¥11,970	¥11,700	¥270
均等割額(5割軽減後の賦課額)	¥19,950	¥19,500	¥450
均等割額(2割軽減後の賦課額)	¥31,920	¥31,200	¥720

■保険料率(所得割率・均等割額)の改正③

後期高齢者支援金等賦課額(後期高齢者支援分)

	平成31年度(案)	平成30年度	増減
所得割率	2.24%	2.22%	0.02%
均等割額	¥12,300	¥12,000	¥300
均等割額(7割軽減後の賦課額)	¥3,690	¥3,600	¥90
均等割額(5割軽減後の賦課額)	¥6,150	¥6,000	¥150
均等割額(2割軽減後の賦課額)	¥9,840	¥9,600	¥240

■ 保険料率(所得割率・均等割額)の改正④

介護納付金賦課額(介護納付金分)

	平成31年度(案)	平成30年度	増減
所得割率	1.51%	1.51%	0.00%
均等割額	¥15,600	¥15,600	¥0
均等割額(7割軽減後の賦課額)	¥4,680	¥4,680	¥0
均等割額(5割軽減後の賦課額)	¥2,340	¥2,340	¥0
均等割額(2割軽減後の賦課額)	¥1,872	¥1,872	¥0

7

■ 賦課限度額の改正

改正の目的

高額所得層の保険料を増額することにより、中間所得層の負担増を緩和する。

賦課限度額



8

■減額賦課・世帯の軽減基準額の改正①

賦課減額の概要と改正の目的

低所得者の保険料負担軽減を目的とした制度。

世帯主と国保加入者全員の前年所得が基準額以下と判明した世帯の均等割額を減額する。

軽減基準額を上げることで、軽減対象世帯の拡大を図る。

7割減額

	平成31年度(案)	平成30年度	増減
世帯の軽減基準額 (所得額)	33万円	33万円	変更なし

5割減額

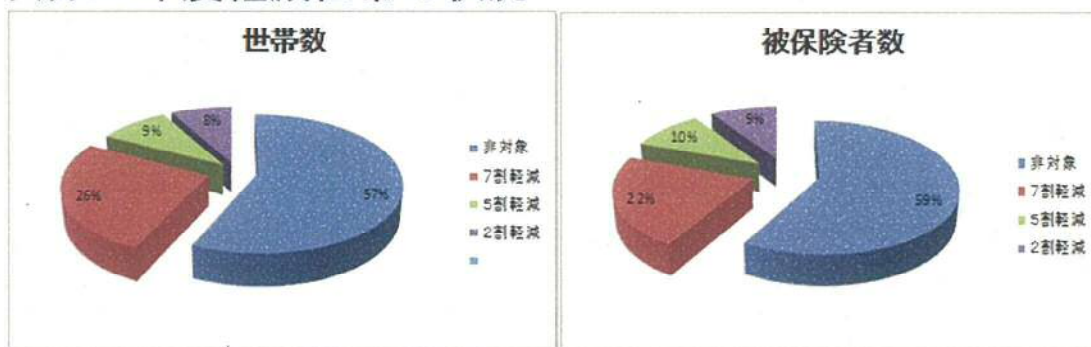
	平成31年度(案)	平成30年度	平成30年度
世帯の軽減基準額 (所得額)	33万円+(加入者×28万円)	33万円+(加入者×27.5万円)	一人当たり5千円

2割減額

	平成31年度(案)	平成30年度	平成30年度
世帯の軽減基準額 (所得額)	33万円+(加入者×51万円)	33万円+(加入者×50万円)	一人当たり1万円

■減額賦課・世帯の軽減基準額の改正②

～平成30年度軽減世帯の状況～



	世帯数	被保数
非対象	31,519	46,083
7割軽減	14,490	17,510
5割軽減	5,090	7,981
2割軽減	4,466	7,339
軽減対象	24,046	32,830
全世帯	55,565	78,913

■ 今回の改正の特徴

□ 昨年度と比較して、一人当たりの医療給付費は伸びている。

	31年度	30年度	増減
特別区	274,400円	268,892円	5,508円(2.0%)

□ 特別区全体では一人当たりの保険料は増加しているが、品川区においては若干減少している(品川区の所得水準が比較的高いため所得割率減少の効果が大きい)。

	31年度	30年度	増減
品川区	132,308円	132,924円	△616円(△0.46%)
特別区	125,174円	121,988円	3,186円(2.61%)

□ 激変緩和策の効果が継続している。

11

■ 激変緩和措置(平成31年度)

	東京都	特別区	割合
国による激変緩和措置	48.94億円	38.85億円	79.4%
都独自の財政支援	10.97億円	7.77億円	70.8%
特別区の激変緩和措置		155億円	
合計	59.91億円	201.62億円	

12

国民健康保険料の保険料率等の推移①

【基礎分&後期高齢者支援金分】

		平成31年度(案)		平成30年度		平成29年度		平成28年度		平成27年度	
特別区賦課割合		58:42		58:42		58:42		58:42		58:42	
(所得割:均等割)		58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42	58:42
品川区賦課割合		61:39		62:38		61:39		61:39		60:40	
(所得割:均等割)		61:39	61:39	62:38	62:38	61:39	60:40	61:39	61:39	60:40	60:40
(品川区統一基準と同じ)	所得割率	9.49%		9.54%		9.43%		8.88%		8.43%	
	基礎分 支援金分	7.25%	2.24%	7.32%	2.22%	7.47%	1.96%	6.86%	2.02%	6.45%	1.98%
	均等割額	52,200円		51,000円		49,500円		46,200円		44,700円	
	基礎分 支援金分	39,900円	12,300円	39,000円	12,000円	38,400円	11,100円	35,400円	10,800円	33,900円	10,800円
	賦課限度額	800,000円		770,000円		730,000円		730,000円		690,000円	
	基礎分 支援金分	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円	540,000円	190,000円	540,000円	190,000円	520,000円	170,000円
特別区 1人当たり保険料		※1 125,174円		121,988円		118,441円		111,189円		106,545円	
(減額措置による減額前の値)											
基礎分	支援金分	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	92,289円	26,152円	85,164円	26,025円	81,103円	25,442円
特別区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	3,186円		3,547円		7,252円		4,644円		3,442円 (3,044円)	
	率	+2.61%		+2.99%		+6.52%		+4.36%		+3.34% (+2.94%)	
品川区 1人当たり保険料 (減額措置による減額前の値)		132,308円		132,924円		126,212円		118,461円		111,750円	
基礎分	支援金分	101,073円	31,235円	101,610円	31,314円	98,462円	27,750円	90,769円	27,692円	84,750円	27,000円
品川区 1人当たり保険料 前年度との差	金額	-616円		6,712円		7,751円		6,711円		4,131円	
	率	-0.46%		+5.32%		+6.54%		+6.01%		+3.84%	

※1 一人当たり保険料は各年度の料率試算見込時の比較。

【参考】品川区 標準保険料率	標準 所得割率		9.85%		9.86%	
	基礎分	支援金分	7.60%	2.25%	7.60%	2.26%
	標準 均等割額		56,843円		56,024円	
	基礎分	支援金分	43,936円	12,907円	43,227円	12,797円

国民健康保険料の保険料率等の推移②

【介護納付金分】

		平成31年度(案)	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
特別区賦課割合		53:47	53:47	50:50	50:50	50:50
(所得割:均等割)						
品川区賦課割合		52:48	53:47	49:51	50:50	49:51
(所得割:均等割)						
保 険 料 率 等	品川区所得割率 (品川区独自)	1.51%	1.51%	1.39%	1.35%	1.34%
	品川区均等割額 (特別区基準と同じ)	15,600円	15,600円	15,600円	14,700円	14,700円
	賦課限度額	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	160,000円

【参考】品川区 標準保険料率	品川区介護分 標準所得割率	1.87%	1.91%
	品川区介護分 標準均等割額	13,929円	14,269円

【平成30年度】政令指定都市における保険料率の比較

No.	都 市 名	賦 限 度 課 額	保 險 料 率			
			応能割(基礎分+支援分)		応益割(基礎分+支援分)	
			所得割	資産割	均等割	平等割
1	札幌市	77万円	12.05%		22,710円	41,940円
2	仙台市	77万円	9.65%		31,680円	33,600円
3	さいたま市	73万円	9.42%		36,900円	
4	千葉市	77万円	8.77%		25,680円	33,360円
5	横浜市	77万円	9.20%		43,660円	
6	川崎市	77万円	9.40%		45,664円	
7	相模原市	77万円	7.75%		34,000円	23,600円
8	新潟市	77万円	10.40%		24,900円	31,200円
9	静岡市	77万円	7.72%		33,700円	26,500円
10	浜松市	77万円	9.69%		38,800円	31,100円
11	名古屋市	77万円	9.94%		54,311円	
12	京都市	77万円	10.39%		33,230円	22,490円
13	大阪市	73万円	11.18%		29,185円	42,302円
14	堺市	73万円	10.90%		29,300円	36,109円
15	神戸市	77万円	11.28%		42,380円	29,470円
16	岡山市	77万円	10.15%		35,760円	28,080円
17	広島市	77万円	10.03%		32,902円	35,525円
18	北九州市	77万円	10.75%		27,510円	32,760円
19	福岡市	77万円	10.77%		29,223円	29,782円
20	熊本市	77万円	10.61%		44,470円	32,600円
	特 別 区	77万円	9.54%		51,000円	

平成31年度(都提示本係数) 収入別・世帯構成別保険料試算〔モデルケースによる試算〕

保険料率等 (旧ただし書方式)	30年度基準保険料		31年度基準保険料(最終案)賦課割合			
	58:42	53:47	医療分	支援金分	小計	介護分
	医療+支援分	介護分				
所得割率	9.54%	1.51%	7.25%	2.24%	9.49%	1.51%
均等割額	51,000	15,600	39,900	12,300	52,200	15,600
1人当たり保険料額	121,988	32,885	95,640	29,534	125,174	33,550
賦課限度額	770,000	160,000	610,000	190,000	800,000	160,000

品川区

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳)のみ〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)	15,300	15,300	85,638	191,238	269,943	350,079	431,169	512,259	596,211	686,841
保険料(b)(医療+支援)	15,660	15,660	86,363	191,703	269,995	349,711	430,376	511,041	594,553	684,708
前年度保険料との比較 (b)-(a)	360	360	725	465	52	-368	-793	-1,218	-1,658	-2,133
対前年度比(b)/(a)	1.02	1.02	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
30年度保険料(c)(医療+支援+介護)	19,980	19,980	105,215	229,035	320,197	413,017	506,912	600,567	698,107	803,082
標準保険料(d)(医療+支援+介護)	20,340	20,340	105,940	229,500	320,249	412,649	506,149	599,649	696,449	800,949
前年度保険料との比較 (d)-(c)	360	360	725	465	52	-368	-793	-1,218	-1,658	-2,133
対前年度比(d)/(c)	1.02	1.02	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
均等割軽減対象	7	7	2	0	0	0	0	0	0	0

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)〕

年 収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)	30,600	30,600	95,838	242,238	320,943	401,079	482,169	563,259	647,211	737,841
保険料(b)(医療+支援)	31,320	31,320	96,803	243,903	322,195	401,911	482,576	563,241	646,753	736,908
前年度保険料との比較 (b)-(a)	720	720	965	1,665	1,252	832	407	-18	-458	-933
対前年度比(b)/(a)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
30年度保険料(c)(医療+支援+介護)	39,960	39,960	118,535	295,635	386,797	479,617	573,512	667,467	761,707	869,682
標準保険料(d)(医療+支援+介護)	40,680	40,680	119,500	297,300	388,049	480,449	573,949	667,449	764,249	868,749
前年度保険料との比較 (d)-(c)	720	720	965	1,665	1,252	832	407	-18	-458	-933
対前年度比(d)/(c)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
均等割軽減対象	7	7	5	0	0	0	0	0	0	0

③給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳)のみ〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)	15,300	27,408	135,906	202,686	273,282	349,602	425,922	506,058	591,918	677,778
保険料(b)(医療+支援)	15,660	27,998	136,661	203,091	273,317	349,237	425,157	504,873	590,283	675,693
前年度保険料との比較 (b)-(a)	360	590	755	405	35	-365	-765	-1,185	-1,635	-2,085
対前年度比(b)/(a)	1.02	1.02	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
30年度保険料(c)(医療+支援+介護)	19,980	35,510	164,945	242,295	324,065	412,465	500,865	593,685	693,135	792,585
標準保険料(d)(医療+支援+介護)	20,340	36,100	165,700	242,700	324,100	412,100	500,100	592,500	691,500	790,500
前年度保険料との比較 (d)-(c)	360	590	755	405	35	-365	-765	-1,185	-1,635	-2,085
対前年度比(d)/(c)	1.02	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
均等割軽減対象	7	5	0	0	0	0	0	0	0	0

④給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)	30,600	54,908	166,506	253,686	324,282	400,602	476,922	557,058	642,918	728,778
保険料(b)(医療+支援)	31,320	54,998	167,981	255,291	325,517	401,437	477,357	557,073	642,483	727,893
前年度保険料との比較 (b)-(a)	720	1,190	1,475	1,005	1,235	835	435	15	-435	-885
対前年度比(b)/(a)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
30年度保険料(c)(医療+支援+介護)	39,960	68,810	204,905	308,895	390,665	479,065	567,465	660,285	759,735	859,185
標準保険料(d)(医療+支援+介護)	40,680	70,000	206,380	310,500	391,900	479,900	567,900	660,300	759,300	858,300
前年度保険料との比較 (d)-(c)	720	1,190	1,475	1,005	1,235	835	435	15	-435	-885
対前年度比(d)/(c)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑤給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)	15,900	78,408	207,306	304,686	375,282	451,602	527,922	608,058	693,918	761,851
保険料(b)(医療+支援)	46,980	80,198	209,741	307,491	377,717	453,637	529,557	609,273	694,683	780,093
前年度保険料との比較 (b)-(a)	1,080	1,790	2,435	2,805	2,435	2,035	1,635	1,215	765	18,239
対前年度比(b)/(a)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02
30年度保険料(c)(医療+支援+介護)	53,260	91,310	245,705	359,895	441,665	530,065	618,465	711,285	810,735	892,261
標準保険料(d)(医療+支援+介護)	56,340	96,100	248,140	362,700	444,100	532,100	620,100	712,500	811,500	910,500
前年度保険料との比較 (d)-(c)	1,080	1,790	2,435	2,805	2,435	2,035	1,635	1,215	765	18,239
対前年度比(d)/(c)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.02
均等割軽減対象	7	5	2	0	0	0	0	0	0	0

⑥給与所得者(65歳未満)4人世帯〔世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子(10歳・収入なし)+子(5歳・収入なし)〕

年 収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
30年度基準保険料(a)(医療+支援)	61,200	103,908	186,906	314,886	426,282	502,602	578,922	659,058	744,918	770,000
保険料(b)(医療+支援)	62,640	106,298	188,861	317,931	429,917	505,837	581,757	661,473	746,883	800,000
前年度保険料との比較 (b)-(a)	1,440	2,390	1,955	3,045	3,635	3,235	2,835	2,415	1,965	30,000
対前年度比(b)/(a)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.04
30年度保険料(c)(医療+支援+介護)	70,560	119,810	215,945	363,855	492,665	581,065	669,465	762,285	861,735	900,407
標準保険料(d)(医療+支援+介護)	72,000	122,200	217,900	366,900	496,300	584,300	672,300	764,700	863,700	930,407
前年度保険料との比較 (d)-(c)	1,440	2,390	1,955	3,045	3,635	3,235	2,835	2,415	1,965	30,000
対前年度比(d)/(c)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00	1.00	1.03
均等割軽減対象	7	5	5	2	0	0	0	0	0	0